

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災生徒の
入学料の免除に関する要項

平成23年3月30日決定

(趣旨)

第1条 この要項は、青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則(昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号)第7条の2の規定に基づき、平成23年東北地方太平洋沖地震(以下「太平洋沖地震」という。)による被災生徒の入学料の免除事由、免除額及び添付書類について定めるものとする。

(免除事由及び免除額)

第2条 太平洋沖地震の発生に伴い、県内において被災した高等学校の生徒の現住居が滅失し、若しくは破壊された場合又は生計を維持する営業に重大な損害があった場合は、入学料の全額を免除する。

2 太平洋沖地震の発生に伴い、県外において被災した高等学校の生徒が、青森県内に避難し、青森県立高等学校に転入学した場合は、入学料の全額を免除する。

(添付書類)

第3条 入学料の免除は、校長が決定する。

2 前項の決定に当たっては、市町村長の罹災証明書、災害による市町村民税減免割合等を示す市町村長の証明等により、災害の状況を確認することとする。ただし、当該証明書の添付が困難な場合、校長は、保護者等からの聞き取りなどの適切な方法により罹災等の事実を確認するものとする。

(免除の期間)

第4条 平成23年4月から平成24年3月まで(12月間)

(教育長への報告)

第5条 第3条第1項の決定により、入学料を免除した場合には、校長はその生徒の氏名、在籍する課程、学年、免除の事由及びその額を別紙様式により教育長に報告しなければならない。

(施行事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年3月30日から適用する。

東日本大震災による被災者の入学者選抜手数料の免除に関する要項

平成23年4月14日決定

(趣旨)

第1条 この要項は、青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和40年3月青森県条例第7号）第7条の規定に基づき、東日本大震災による被災者の入学者選抜手数料の免除事由、免除額及び添付書類について定めるものとする。

(免除事由及び免除額)

第2条 東日本大震災の発生に伴い、県内において被災した青森県立高等学校入学者選抜に出願する者の現住居が滅失し、若しくは破壊された場合又は生計を維持する営業に重大な損害があった場合は、入学者選抜手数料の全額を免除する。

2 東日本大震災の発生に伴い、県外において被災した者が、青森県内に避難し、青森県立高等学校入学者選抜に出願する場合は、入学者選抜手数料の全額を免除する。

(添付書類)

第3条 入学者選抜手数料の免除は、校長が決定する。

2 前項の決定に当たっては、市町村長の罹災証明書、災害による市町村民税減免割合等を示す市町村長の証明等により、災害の状況を確認することとする。ただし、当該証明書の添付が困難な場合、校長は、保護者等からの聞き取りなどの適切な方法により罹災等の事実を確認するものとする。

(免除の期間)

第4条 平成23年3月11日から平成24年3月31日まで

(教育長への報告)

第5条 第3条第1項の決定により、入学者選抜手数料を免除した場合には、校長はその出願者の氏名、出願した課程、免除の事由及びその額を別紙様式により教育長に報告しなければならない。

(施行事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年3月11日から適用する。

東日本大震災の被災者に係る県立中学校入学者選抜手数料の
不徴収に関する要項

平成23年6月3日決定

(趣旨)

第1条 この要項は、東日本大震災の被災者に係る手数料の不徴収及び権利利益の保全等の特別措置に関する条例（平成23年4月青森県条例第33号）第2条の規定に基づき、東日本大震災の被災者に係る県立中学校入学者選抜手数料の不徴収及び添付書類について定めるものとする。

(手数料の不徴収)

第2条 東日本大震災の発生に伴い、県内において被災した青森県立中学校入学者選抜に出願する者の現住居が滅失し、若しくは破壊された場合又は生計を維持する営業に重大な損害があった場合は、入学者選抜手数料を徴収しない。

2 東日本大震災の発生に伴い、県外において被災した者が、青森県内に避難し、青森県立中学校入学者選抜に出願する場合は、入学者選抜手数料を徴収しない。

(添付書類)

第3条 入学者選抜手数料の不徴収は、県立三本木高等学校附属中学校長（以下「校長」という。）が決定する。

2 前項の決定に当たっては、市町村長の罹災証明書、災害による市町村民税減免割合等を示す市町村長の証明等により、災害の状況を確認することとする。ただし、当該証明書の添付が困難な場合、校長は、保護者等からの聞き取りなどの適切な方法により罹災等の事実を確認するものとする。

(不徴収の期間)

第4条 平成23年3月11日から平成24年3月31日まで

(教育長への報告)

第5条 第3条第1項の決定により、入学者選抜手数料を不徴収とした場合には、校長はその出願者の氏名、不徴収の事由及びその額を別紙様式により教育長に報告しなければならない。

(施行事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年3月11日から適用する。